

重要ポイント

《国会》

1 国会の地位

「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」(憲法第41条)

→主権の存する国民により選ばれた代表者の集団であるから。

2 国会のしくみ

二院(両院)制…国会には衆議院と参議院があり、二院(両院)制がとられている。これは審議を慎重に行うためのものである。しかし審議に時間がかかるという問題点もある。

	衆議院	参議院
議員数	465人	248人
任期	4年(解散あり)	6年(3年ごとに半数改選)
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区	比例代表 176人 小選挙区 289人	比例代表 100人 選挙区 148人

3 衆議院の優越

参議院に比べ任期が短く解散もあるので、選挙の回数が多く、国民の意思を反映しやすいため。

→両議院での議決が異なる場合に衆議院の意見を優先することがある。

- ① 法律案の議決…衆議院と参議院で異なる議決になった後、衆議院が出席議員の3分の2以上で再可決したときには、法律となる。
- ② 予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名…参議院が30日以内(内閣総理大臣の指名は10日以内)に議決しない場合、衆議院の議決のみで決定できる。
- ③ 予算の先議(予算案を先に審議する権利)
- ④ 内閣不信任の決議(決議は衆議院のみで行う)

4 国会の種類

種類		召集	目的
国会	常会(通常国会)	毎年1回、1月から150日間	予算の審議など
	臨時会(臨時国会)	内閣か、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があるとき	不定
	特別会(特別国会)	総選挙の日から30日以内	内閣総理大臣の指名
参議院の緊急集会		衆議院の解散中、緊急の必要があるときに内閣が請求	不定

5 国会議員

国会議員は国民の代表として十分な活動ができるように、不逮捕特権や免責特権などといった特権がある。

6 国会の仕事

- ① 法律の制定…国会のみが行える。(国会は唯一の立法機関)
- ② 予算の議決…常会(通常国会)の主要議題である。
- ③ 内閣総理大臣の指名…特別会(特別国会)で投票する。内閣総理大臣を国会議員の中から指名する。
- ④ 条約の承認…内閣が外国と結ぶ条約を認める。
- ⑤ 国政調査権…政治全般について調べるために、証人を呼んで質問したり、内閣に記録の提出を要求したりすることができる。
- ⑥ 弾劾裁判…問題のある裁判官を辞めさせるかどうか決める。
- ⑦ 憲法改正の発議…各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議される。国民投票で過半数の賛成なら改正される。

7 国会の審議

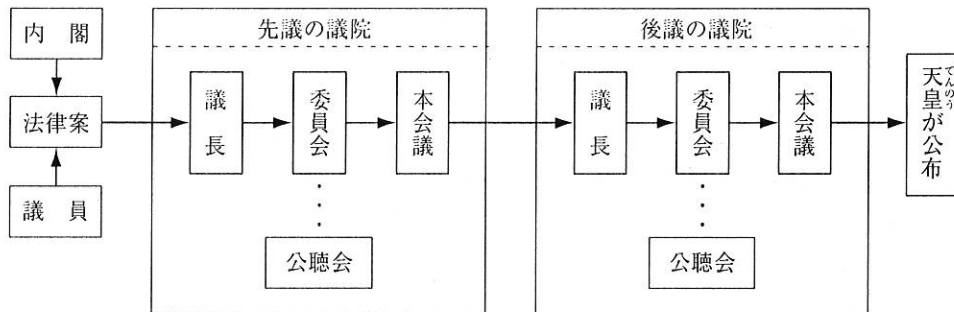
衆議院と参議院のそれぞれにおいて、議員全員が出席する本会議と、議員が分かれて参加する委員会で行われる。

- ① **委員会**…本会議の前に議案について細かい審議や調査を行う。
- ② **公聴会**…委員会の審議において、国会議員以外の専門家の意見を聞く。
- ③ **本会議**…最終的に議案を審議して、出席議員の過半数の賛成で可決される。(憲法改正の発議の場合は総議員の3分の2以上の特別多数が必要とされる。)

※ **定足数**…会議を開くための最小限度の出席者数。本会議は総議員の3分の1以上、委員会は半数以上。

- ④ **両院協議会**…衆議院と参議院で異なる議決の場合に開かれる。両院から代表者が集まり、修正案について話し合う。

<法律の制定>



8 会議の原則

会議は公開の原則がある…国民は国会を傍聴することができ、また、会議録の保存と公開が義務づけられている。

《内閣》

1 内閣のしくみ

「**行政権**は、内閣に属する。」(憲法第65条)

→国会が決めた法律や予算にもとづいて政治を行う権限のこと。

- ・ **内閣総理大臣(首相)**…国会議員の中から国会が指名、天皇が任命する。内閣の首長として指揮・監督を行う。
- ・ **国務大臣**…過半数は国会議員でなければならない。多くは各省庁の長となる。
内閣総理大臣が任命、罷免する。(※ 罷免とはやめさせること)
- ・ **閣議**…内閣の方針について全会一致で決める。

2 内閣の仕事

- ① 法律案や予算の作成…国会に提出して審議される。
- ② 政令の制定…法律を実施するための細かい規則など。
- ③ 条約の締結…外国との取り決めを結ぶ。国会の承認が必要となる。
- ④ 最高裁判所長官の指名(任命は天皇の国事行為)およびその他の裁判所裁判官の任命
- ⑤ 天皇の国事行為への助言と承認…天皇の国事行為に責任を負う。

<国会>

○地位

国権の [] であり、国の [] の [] である。

○（くみ）

[] 制 ... 衆議院と参議院がある。

理由) [] を [] に行うため。

	衆 (衆議院)	参 (参議院)
議員数	[] 人	[] 人
任期	[] 年	[] 年
解散	[]	[]
核選挙権	[] 歳以上	[] 歳以上

*ただし、[] 年の選挙半数改選

○衆議院の優越

理由) 参議院に比べ、任期が [] < [] もあり、[] 短く、[] 短く。

○種類

- ・常 → [] → 主に [] の審議
 - ・臨 → []
 - ・時 → []
 - ・急 → 参議院の []
- ※臨時参議院の [] の指名

○仕事

- ・法 → [] の制定
- ・予 → [] の議決
- ・条 → [] の []
- ・内 → [] の指名
- ・国 → [] 権
- ・弾 → [] 裁判 ← 問題のある裁判官を拘束する。
- ・寛 → [] の発議



○国会の審議

- ・委員会 ... 議案の細か、審議や調査
- ・公聴会 ... 専門家の意見を聞く
- ・本会議 ... 出席議員の過半数で可決
- ・定足数 ... 会議を開くための最小出席者数
- ・両院協議会
- ・法律案の提出 → [] と []
- ・[] が公布

<国会>

○地位

国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。

○しくみ

二院制…衆議院と参議院がある。

理由) 審議を慎重に行うため。

	衆	参
議員数	465人	248人
任期	4年	6年
解散	あり	なし
被選挙権	25歳以上	30歳以上

*ただし、3年ごとの半数改選

○衆議院の優越

理由) 参議院に比べ、任期が短く、解散もあり、国民意思が反映しやすいから。

○種類

- 常会 → 常会
 - 臨時会 → 臨時会
 - 特別会 → 特別会
 - 緊急 → 参議院の緊急集会
- 主に予算の審議
- 総選挙の期日前 → 内閣総理大臣の指名

○仕事

- 法律の制定
- 予算の議決
- 条約の承認
- 内閣総理大臣の指名
- 国政調査権
- 弾劾裁判 ← 問題のある裁判官を物にする。
- 憲法改正の発議

○国会の審議

- 委員会…議案の細かい審議や調査
- 公聴会…専門家意見を聞く
- 本会議…出席議員の過半数で可決
- 定足数…会議を開くための最小出席者数
- 両院協議会
- 法律案の提出 → 内閣と議員
- 天皇が公布

